

令和5年度 岡山市立灘崎中学校 いじめ防止対策基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

(いじめ防止対策推進法より)

(2) いじめ防止に向けた基本的な考え方

①いじめ防止に向けた基本的な認識

- ・ いじめは絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ・ いじめは全ての生徒に関する問題であり、被害者、加害者のみでなく、それらを取り巻く周囲の人々を含んだ指導を行うこと
- ・ いじめ問題は、学校を含めた社会全体に関わる重要な課題であり、学校のみならず、関係者が役割と責任を自覚し連携して取り組むこと
- ・ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること

②いじめ問題への組織的な対応

- ・ 教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て該当組織に報告・相談し、共有を図る。
- ・ いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめ防止のための組織

(1) いじめ対策委員会

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、当該学年主任、学年生徒指導係、学級担任、スクールカウンセラー、子ども相談主事、いじめ専門相談員等による、いじめ防止等の対策のためのいじめ対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 生徒指導係会

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学年生徒指導係による、問題行動等の情報交換および対応等の共通理解を図るための会を週1回開催する。

(3) 職員会議

月1回開催される職員会議において、全教職員で、配慮を要する生徒等の情報交換や指導についての共通理解を行う。

3 いじめの未然防止のための取組 ～いじめを生まない集団づくり～

(1) 人権教育の充実

- ・ いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものでない」ことを、生徒に理解させる。
- ・ 生徒が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(2) 道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育て、未発達な考え方や道徳的な判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・生徒の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・生徒の心が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を振り返り、いじめを抑止する。

(3) 体験学習の充実

- ・学校行事や総合的な学習の時間を通して、生徒が他者や社会や自然と直接かかわる中で、自己と向き合い、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、体得する。

(4) コミュニケーションを重視した教育活動の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ・生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。
- ・ネット上のいじめを防止するために、情報モラル教育（情報モラル週間）などを行い、個々の受け取り方の違いを理解し、責任をもった言動がとれる生徒を育てる。

(5) 保護者や地域の方への働きかけ

- ・授業参観や保護者懇談会の開催、HP や学年だより等による広報活動により、いじめ防止についての啓発を行う。
- ・PTA の各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・ネット上のいじめについて保護者に広く啓発し、家庭での目配りや指導を依頼する。

4 いじめの早期発見のための取組 ～小さな変化に対する敏感な気づき～

(1) 日々の観察

- ・教職員が生徒と過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配り、「生徒がいるところには、教職員がいる」環境づくりを目指す。
- ・教職員は、担任を中心に生徒が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

(2) 生活ノート等の活用

- ・生活ノートを活用することにより、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談、家庭連絡、家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(3) アセス調査の実施・分析

- ・学期に1回、アセス調査を実施する。
- ・その都度学年団教員で分析を行い、各生徒の適応感の低い因子を補う対応ができていないか確認し、次なる対策を検討・実施する。

(4) 教育相談の実施

- ・学期に1回、教育相談を実施する。

- ・教職員と生徒の信頼関係を形成する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・いじめの相談窓口は、校外外を問わずあることを知らせる。

(5) いじめ実態調査アンケートの実施

- ・学期に一度、生活状況調査として、いじめや人が傷つく言動がないかアンケート調査を行い、必要に応じて臨時に教育相談を実施する。
- ・アンケート調査の未実施者には、家庭での記入、家庭訪問等による聞き取りを行う。

5 いじめの解消に向けての取組 ～迅速かつ組織的な対応～

(1) 正確な実態把握

- ・当事者双方、さらに周りの生徒から個々に聞き取り、内容を記録する。
- ・情報を共有・集約し、実態を正確に把握する。

(2) 指導体制、方針の決定

- ・教職員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ・いじめ問題が発生した場合には、「いじめ対策委員会」を設置し、迅速な対応を行う。
- ・いじめが重大事態として取り扱われる可能性がある場合には、直ちに第一報を岡山市教育委員会に入れ、市教委と連携を図りながら対応に努める。

(3) 生徒への指導・支援

- ・いじめられた生徒を保護することを最優先とし、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた生徒に対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。また、いじめた生徒が、いじめられた生徒にできることを考えさせ、謝罪等とともに相手に安心を与える今後の行動に導く。
- ・見て見ぬふりをしている生徒についても、いじめを助長している行為であることを認識させ、指導を行う。
- ・生徒の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ・発達障害を含む、障害のある生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、該当生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

(4) 保護者との連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ・ネット上のいじめの発見などについて保護者の協力を求め、学校との指導連携を図る。
- ・授業参観日や保護者懇談会などを通じて、保護者との連携を深める。

(5) 関係機関との連携

- ・必要に応じて、教育委員会指導課、学校問題対策室、スクールカウンセラー、子ども相談主事等、関係機関と連携し対応する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、警察署と連携して対処する。また、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるときには、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求める。

(6) 重大事態への対応

下記にあげるような重大事案が発生した際には、上記の取組に加えて、外部専門家等を踏まえた調査を行い、岡山市教育委員会への報告を行い、連携を図りながら対応に努める。

に基づいて策定・施行するが、見直し・変更等が必要と認められる際には、その必要な措置を講ずる。